

## 重要事項についてご説明します

## 「返済額増額指定サービス」重要事項説明

## サービスの概要

返済額増額指定サービスとは、最終返済日(\*)を変更せずにご返済の途中で一定期間、元金返済額を増やすことができるサービスです(みずほダイレクト[インターネットバンキング]では一部繰上返済・金利方式切換・一部繰上返済および金利方式切換の同時申込にあわせてご利用いただけます)。

(\*)一部繰上返済と同時申込の場合は一部繰上返済後の最終返済日

## お取扱条件

変更日	変更日(一部繰上返済、金利方式切換実行日)より最初に到来する約定返済日よりご指定いただいた金額で引き落としがなされます。
指定期間	6ヵ月以上 ただし、元利均等返済を選択された方は、以下の期間を超えて設定することはできません(みずほダイレクト[インターネットバンキング]におきましては、お申込画面で選択いただけません)。 ・変動金利方式、上限金利設定方式の場合、10月1日を5回経過する毎の返済額見直し日 ・上限金利設定方式、固定金利選択方式の適用期限、固定金利適用期間中の金利引き下げ幅見直し日 また以下の場合、お申し込みいただけません。 〔元利均等返済を選択された方〕 返済額増額指定期間後の返済(増額月加算返済をご利用の方は均等・増額月加算双方の返済)が一回以上ない場合 〔元金均等返済を選択された方〕 返済額増額指定期間後の返済(増額月加算返済をご利用の方は均等・増額月加算双方の返済)が二回以上ない場合
指定金額	1円単位 ・条件変更後(一部繰上返済・金利方式切換)の返済額を超える金額で指定してください。 ・増額月加算返済をご利用されている場合、均等返済分と増額月返済分を超える金額をご指定ください(均等返済分または増額返済分片方のみのお取り扱いはできません)。

## 留意事項

- ・返済額増額指定サービスの変更、解除はみずほダイレクト[インターネットバンキング]ではお手続きいただけません。お手数ですが窓口までご相談ください。
- ・返済額増額指定サービスご利用期間中に条件変更のお申し込みをいただきますと、返済額増額指定サービスは、条件変更日に解除されます。(その時点の元金・金利水準に基づいて返済額が再計算されます)。
- ・元利均等返済を選択された方は、変動金利方式、上限金利設定方式でのお借り入れの場合、金利上昇時、その水準によっては毎月の元利均等返済額が毎月のご返済指定額を上まわり、未払利息が発生する場合があります。

## みずほダイレクトのご契約者さまへ

みずほダイレクト[インターネットバンキング]では、一部繰上返済、金利方式切換、一部繰上返済・金利方式切換同時申込にあわせて、返済額増額指定サービスを手数料無料でお手続きいただけます。

返済額増額指定サービスご利用中の場合も条件変更をお申し込みいただけますが、当該サービスを解除します。

・みずほダイレクト[インターネットバンキング]:一部繰上返済または金利方式切換と同時のお申し込みの場合、お取引画面上で返済額増額指定サービスが手数料無料でお手続きいただけます。

・みずほダイレクト[テレホンバンキング]:一部繰上返済または金利方式切換のお手続き後に、再度、返済額増額指定サービスをご利用いただくにはお取引店の窓口でのお申し込みが必要となります。

その際、返済額増額指定サービスの手数料(5,400円/消費税等を含む)が必要となります。

住宅ローン条件変更をお申し込みの際は、かならず住宅ローン条件変更重要事項説明をご覧ください。

(2014年12月10日現在)